

平成 25 年度

# 包括外部監査の結果及び意見の概要

(公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する  
事務の執行及び事業の管理について)

八尾市包括外部監査人

公認会計士 世羅 徹

## 目次

<b>第 1 包括外部監査の概要</b> .....	<b>3</b>
I. 監査の種類 .....	3
II. 選定した特定の事件 .....	3
1. 選定した特定の事件 .....	3
2. 包括外部監査対象部局 .....	3
3. 包括外部監査対象期間 .....	3
4. 特定の事件を選定した理由 .....	3
III. 包括外部監査の方法 .....	4
1. 監査の視点 .....	4
2. 主な監査手続 .....	5
3. 包括外部監査人補助者 .....	6
4. 包括外部監査期間 .....	6
5. 利害関係 .....	6
6. 財務情報等 .....	6
<b>第 2 公共資産の状況及び事業の概要</b> .....	<b>7</b>
I. 公共資産整備事業に係る財務の状況 .....	7
1. 経営及び財務の概要 .....	7
2. 資産の適正額に係る状況分析 .....	7
II. 道路及び橋梁事業の概要 .....	8
1. 都市計画道路について .....	8
2. 道路及び橋梁に係る修繕計画について .....	9
III. 公園事業の概要 .....	10
1. 市の公園整備の特徴 .....	10
2. 公園施設更新計画の策定状況について .....	10

IV. 下水道事業の概要 .....	11
1. 下水道事業の計画について.....	11
2. 下水道事業の財務及び経営の状況.....	13
<b>第3 監査の結果及び意見 .....</b>	<b>14</b>
I. 都市計画道路のダウンサイジングについて .....	14
1. 都市計画道路の幅員見直しについて.....	14
2. ダウンサイジングに係る財政効果の試算（意見） .....	14
II. 下水道についての事業計画及びシミュレーションについて .....	15
1. 長寿命化計画について.....	15
2. 中長期的な下水道事業の経営に向けて（今後 50 年間のシミュレーション） .....	16
III. 道路の維持管理予算の確保について .....	19
1. 道路パトロール及び発見した損傷に対応する予算の確保について.....	19
2. 橋梁の安全性維持のための予算確保について.....	20
IV. 農道について .....	21
1. 業務の内容.....	21
2. 農道敷の地権者との合意書面の取得及び道路法による管理について（意見） .....	21
V. 資料の管理について.....	22
1. 管理協定台帳に記載された資料の確認について.....	22
2. 法定外公共物を拡幅して整備した農道に係る土地使用の交渉記録について.....	22
3. 土地の権原取得に係る資料管理について.....	23
4. 通報・要望の管理について.....	23
VI. 下水道事業のシミュレーションにかかる前提条件.....	24

## 第1 包括外部監査の概要

### I. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する  
条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

### II. 選定した特定の事件

#### 1. 選定した特定の事件

公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及  
び事業の管理について

#### 2. 包括外部監査対象部局

土木部及び建築都市部

#### 3. 包括外部監査対象期間

原則として平成 24 年度とし、必要に応じて直近の状況や平成 23 年度以前も  
含めた。

#### 4. 特定の事件を選定した理由

道路・公園・下水道等の公共資産（但し、インフラ資産に限る。以下同じ。）  
は、市民が生活するうえで欠かせない資産であり、交通の安全確保や経済発展  
を支えるなど、八尾市（以下「市」という。）にとって重要な資産である。高度  
経済成長期においては、これらの公共資産の整備が必要とされ、それがさらな  
る経済成長に結びつくとともに、公共資産の整備に係る地方債の償還負担が経  
済成長によって軽減できていた。しかしながら、人口増加や大幅な経済成長が  
見込めないなか、今後は限られた財源の中で効果的かつ効率的な公共資産の整  
備や維持更新が求められ、多額の投資費用を要することから、早期の対策が求  
められている。

平成 22 年度の市の財務 4 表（普通会計）によると、市が保有する公共資産の金額は 2,875 億円であり、総資産 3,088 億円の 93%を占めている。また、公共資産に係る支出は公共資産整備収支の部において、62 億円となっている。

上記のとおり、市民生活に重要な役割を担う公共資産の整備や維持更新の投資には多額の支出を伴うことから、現在の公共資産を質・量ともに維持していくことが困難になることが予想され、他市においては総量縮減の方針を打ち出しているところもある。このような状況の中で、市の公共資産について、適切な規模の整備・維持更新計画が策定されているか、整備等に係る支出が適切に行われているか、受益者負担は妥当であるか等の検討は、市に限られた財源の中で、安定的な公共サービスの提供を進める上で必要不可欠のプロセスであると考えられる。

以上のことから、市の公共資産の整備等に係る現状把握を行ったうえで、今後の整備・維持更新計画について、客観的に外部の視点で検討を加えることは、市民にとって重要な関心事であると考えられるため、本テーマを特定の事件として選定した。

なお、公共資産のうち、平成 23 年度に教育委員会所管の資産、平成 24 年度に水道事業の資産について監査を実施しており、平成 25 年度は道路・橋梁・水路・河川・公園・下水道を監査対象としている。

### III. 包括外部監査の方法

#### 1. 監査の視点

市における公共資産の整備及び管理に関する財務事務の執行について、法令等への準拠性、有効性及び効率性の視点を中心に、次の事項を監査の視点とした。

- (1) 公共資産整備・維持更新に係る財務事務が、関係法令、条例及び規則等に準拠して処理されているか。
- (2) 公共資産の整備に係る国・府からの補助金は、その趣旨等に基づいた適切な執行がなされているか。

- (3) 公共資産の使用に係る使用料・手数料等が適切に設定されているか。
- (4) 公共資産の維持更新のために、適切な現状分析が行われ、中長期を見通した財政的な手当てを含めた検討がなされているか。
- (5) 今後の人口予測を踏まえ、公共資産の耐震化・老朽化対策を含め、維持・更新計画が適切に立案されているか。
- (6) 現在策定されている公共資産の整備計画や維持・更新計画は、将来を見通したものとなっており、適切に運用されているか。
- (7) 公共資産の整備・維持管理に係る一般会計と特別会計の負担関係の検討など、負担割合の適正化に向けた取り組みが進められているか。

## 2. 主な監査手続

市における公共資産の整備及び管理に係る財務事務の執行に対して、実施した主な監査手続は、次のとおりである。

- (1) 土木部及び建築都市部各課所管の公共資産について、管理対象資産を把握し、資産ごとにその維持管理の方法をヒアリング及び書面により確かめた。
- (2) 平成 24 年度に発注した工事の一覧からサンプルを抽出し、契約手続きが適切に行われているかを資料の閲覧及びヒアリングにより確かめた。
- (3) 管理協定台帳からサンプルを抽出し、協定に係る手続きが適切に行われているかを資料の閲覧及びヒアリングにより確かめた。
- (4) 工事費に対する補助金の申請、交付及び執行状況について、ヒアリング及び書面により確かめた。
- (5) 公共資産の整備計画及び維持・更新計画について、ヒアリング及び書面により確かめた。また、必要に応じて、将来シミュレーションを実施し、計画の策定方法を検討した。
- (6) 使用料・手数料の水準が妥当であるかを、入手した資料に基づき検討した。
- (7) 一般会計と特別会計の負担関係等を、入手した資料に基づき検討した。

3. 包括外部監査人補助者

公認会計士 酒井 清

公認会計士 牧野康幸

公認会計士 小室将雄

公認会計士 福原顕憲

公認会計士 井谷裕介

公認会計士 米森健太

公認会計士 刀禰 明

4. 包括外部監査期間

監査対象部局及び関連施設に対し、平成 25 年 7 月 30 日から平成 26 年 1 月 27 日までの期間で監査を実施した。

5. 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

6. 財務情報等

本報告書に記載した土木部のほか関連する部課の財務情報等は、市の担当職員への質問及び市から提出された資料に基づき作成されたものである。また、市及び類似団体の財務数値については、公表されている財務書類に基づいている。なお、当該財務情報等の金額については、その表示及び率の単位未満を原則として四捨五入しており、端数の関係上、個別金額の集計値と合計欄の記載が整合しない場合がある。

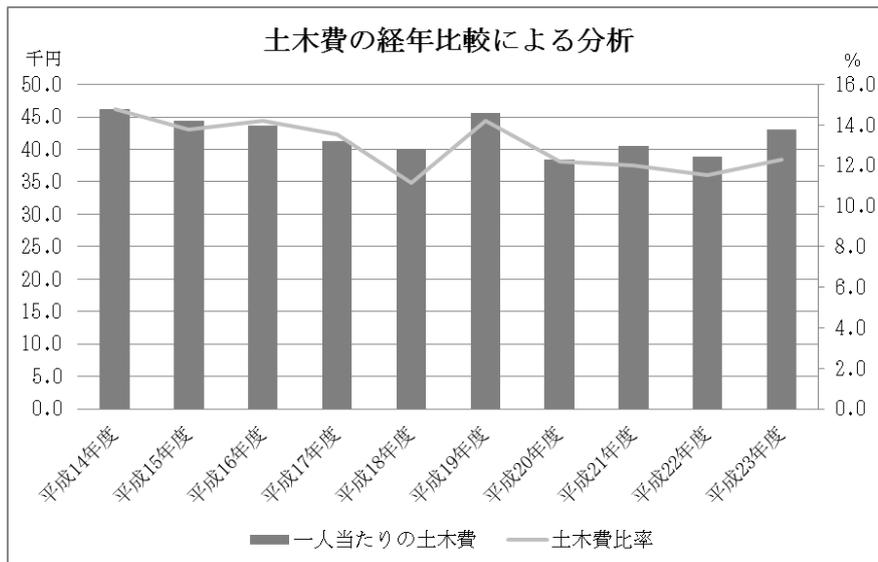
## 第2 公共資産の状況及び事業の概要

### I. 公共資産整備事業に係る財務の状況

#### 1. 経営及び財務の概要

平成14年度から平成23年度までの直近10年間における、市民一人当たりの土木費及び歳出合計に占める土木費比率は、次のとおりである。

なお、下水道事業は、一般会計負担分のみ本分析に算入している。



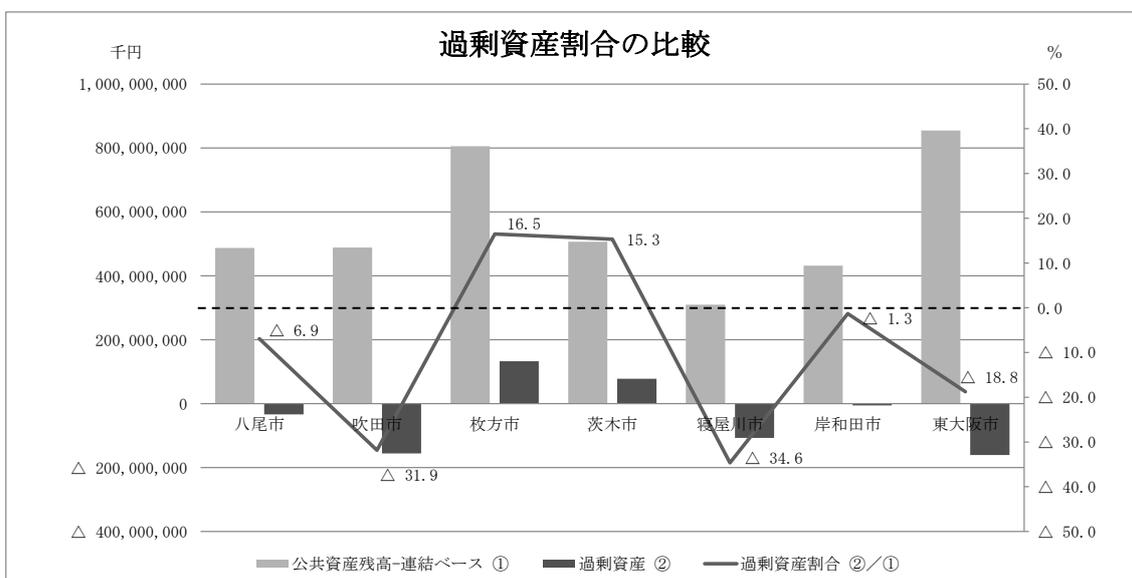
(八尾市地方財政状況調査表より監査人作成)

グラフのとおり、市民一人当たりの土木費及び歳出合計に占める土木費比率は、過去10年間で減少傾向となっている。

#### 2. 資産の適正額に係る状況分析

一定の条件により算出した市、大阪府内の八尾市と人口等が類似した規模の5都市（吹田市、枚方市、茨木市、寝屋川市、岸和田市）及び市に隣接する東大阪市の過剰資産残高は、次のとおりである。

<資産の状況>



(市提供資料及び地方財務第 712 号の資料に基づき監査人が作成)

市の過剰資産割合はマイナス 6.9%となっており、岸和田市とともに±10%以内に収まっている。

## II. 道路及び橋梁事業の概要

### 1. 都市計画道路について

平成 24 年度末時点の市における都市計画道路の状況は次のとおりである。なお、市は、大阪府と連携して都市計画道路を整備しており、計画延長のうち市が実施すると見込まれる事業の延長も記載している。

<都市計画道路の状況>

	計画延長 (m)	整備済延長 (m)	未着手延長 (m)	進捗率	計画延長のうち市実施 事業延長 (m)
市の都市計画道路	96,330	45,020	51,310	46.7%	18,850

(市提供資料を監査人が加工)

都市計画道路の建設着手は、都市計画道路区域内の用地を買収することから

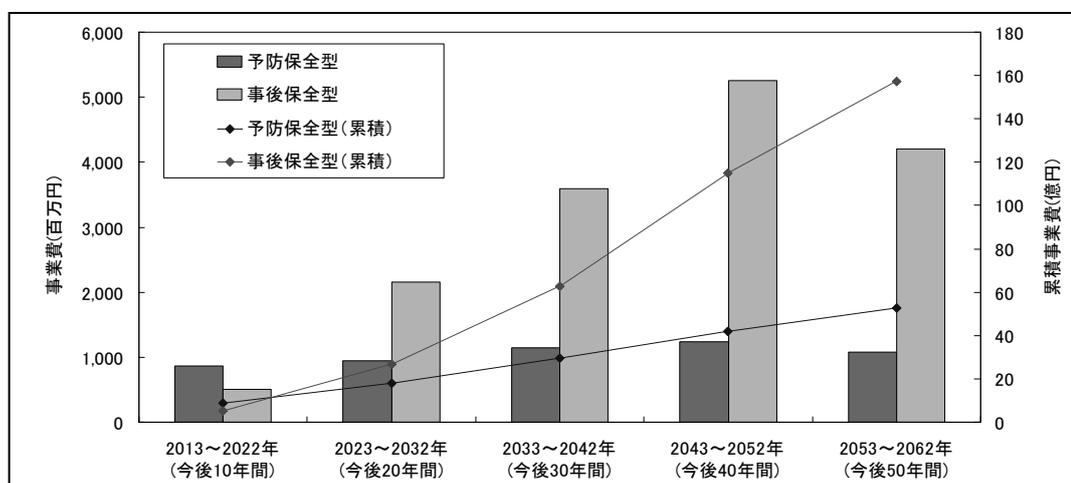
始まるが、市の当該区域内には、建物が多く存在しており、計画の達成には超長期間を要する。

## 2. 道路及び橋梁に係る修繕計画について

### (1) 道路及び橋梁に係る修繕計画の考え方について

橋梁については、今年度（平成 25 年度）中に「八尾市橋梁長寿命化修繕計画」（以下、「橋梁長寿命化計画」という。）の策定を完了することとしている。

<橋梁長寿命化計画の概要>



(市提供資料)

このうち、事後保全型は、全ての橋梁を事後保全とした案であり、予防保全型は、緊急交通路及び避難路に架かる橋梁、または、5 m以上の橋梁を予防保全とする案を示している。市は、予防保全型を採用することにより、事後保全型と比較して今後 50 年間で 104 億円（約 66%）のコスト縮減を図っている。

### III. 公園事業の概要

#### 1. 市の公園整備の特徴

市の公園等の整備状況について、他市と比較した結果は、次のとおりである。比較対象団体は、大阪府内の八尾市と類似した規模の3都市（枚方市、茨木市、寝屋川市）および市と隣接し類似した地形を有する2都市（東大阪市、柏原市）である。

##### <1人当たり都市公園数及び都市公園面積の比較>

	人口総数 (人)	都市公園 数 (箇所)	都市公園 面積 (ha)	八尾市を1 としたときの 1都市公園 当たり面積 (指数)	八尾市を1 としたときの 1人当たり 都市公園 数(指数)	八尾市を1 としたときの 1人当たり 都市公園 面積 (指数)
八尾市	271,460	276	70	1.00	1.00	1.00
枚方市	407,978	418	203	1.91	1.01	1.93
茨木市	274,822	131	95	2.86	0.47	1.34
寝屋川市	238,204	61	119	7.69	0.25	1.94
東大阪市	509,533	236	135	2.26	0.46	1.03
柏原市	74,773	18	16	3.50	0.24	0.83

(国土交通省都市局「都市公園等整備現況調査」(平成22年度)をもとに監査人作成。  
人口総数は平成22年度国勢調査人口を用いている。)

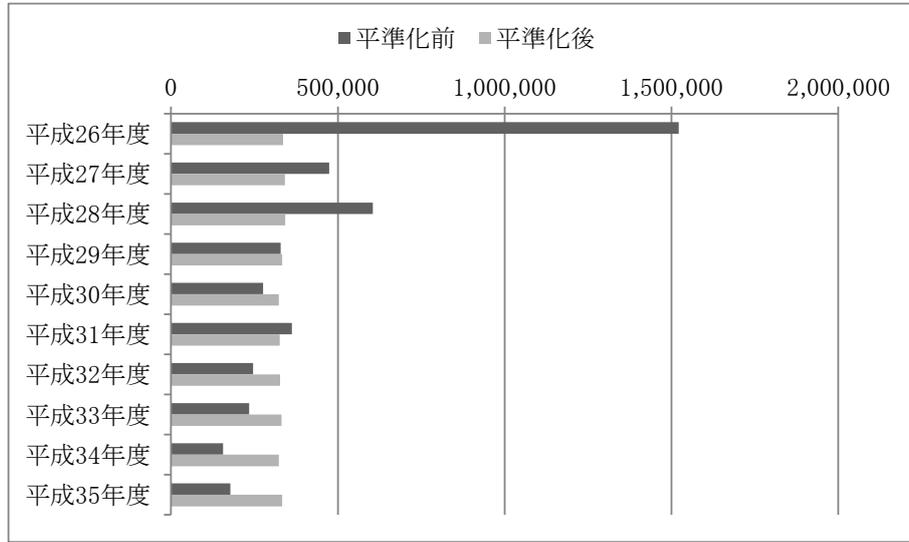
#### 2. 公園施設更新計画の策定状況について

市では、平成23年度及び平成24年度に、平成26年度からの10年間を計画期間とする「八尾市公園施設長寿命化計画」を策定している。

本計画の策定にあたり、市では対象公園の全施設について健全度を把握するための調査を行い、公園施設毎に長寿命化対策をした場合の総費用である維持保全費、健全度調査費、補修費及び更新費を試算した上で、予算の集中を是正するための平準化を行っている。

平準化前後の長寿命化対策費は、次のとおりである。

<平準化前後の長寿命化対策費の比較> (単位:千円)



(市提供資料に基づき監査人が作成)

平準化前では、計画期間初年度の平成 26 年度の概算費用が総額で 1,521,935 千円となっている等、年度により大きな金額の変動がある。これについて年次計画の平準化を行い、1年あたりの平均概算費用を維持保全費で 115,772 千円、健全度調査費・補修費・更新費で 215,884 千円としている。

#### IV. 下水道事業の概要

##### 1. 下水道事業の計画について

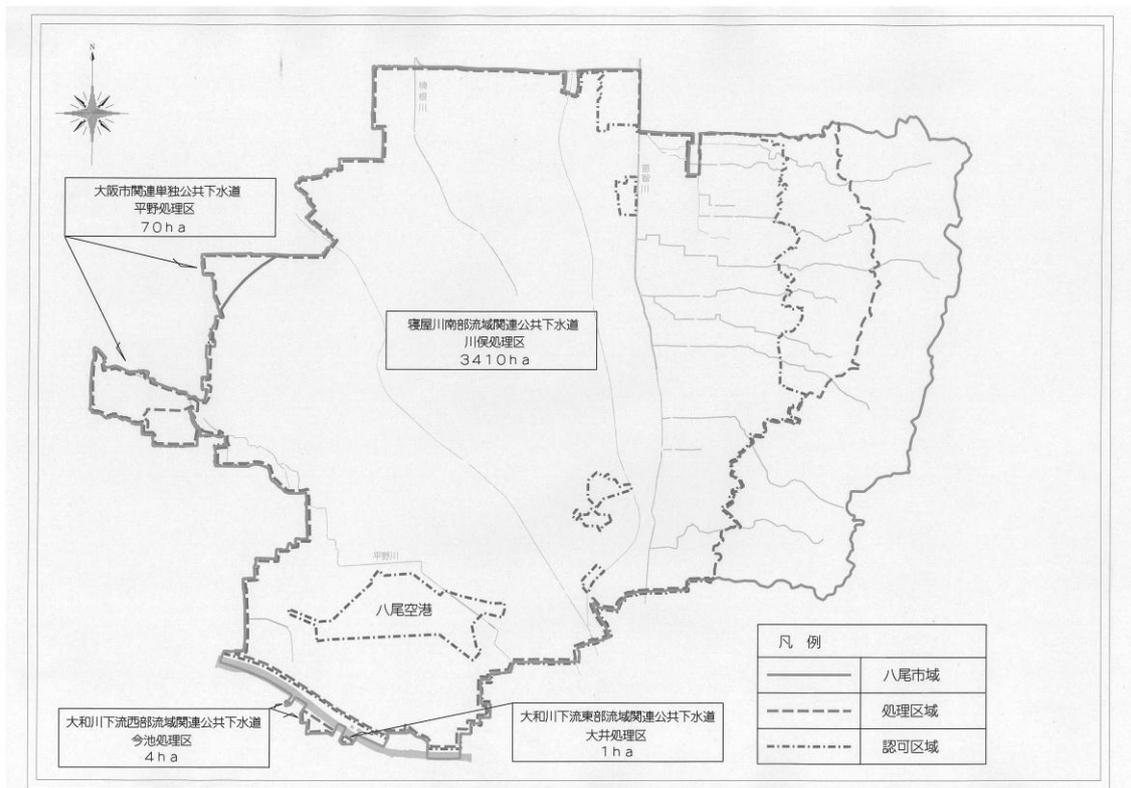
市の下水道事業の概要は、次のとおりである。

項目	全体計画			都市計画決定			下水道法事業認可		
	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画下水量 (日最大量 m <sup>3</sup> /日)	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画下水量 (日最大量 m <sup>3</sup> /日)	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画下水量 (日最大量 m <sup>3</sup> /日)
平野処理区公共下水道	70	5,500	5,400	70	5,500	5,400	70	5,500	5,400
寝屋川南部流域 関連公共下水道	3,410	290,600	211,700	3,410	290,600	211,700	3,155	285,715	208,700
大和川下流西部流域 関連公共下水道	4	100	60	4	100	60	-	-	-
大和川下流東部流域 関連公共下水道	1	100	60	1	100	60	-	-	-
合計	3,485	296,300	217,220	3,485	296,300	217,220	3,225	291,215	214,100

(市公表資料から抜粋)

市の下水道計画は、市域面積 4,171ha の内、東部山間部を除いた 3,485ha に

ついて下水道整備計画を予定しており、平地部 2,835ha を合流式下水道<sup>※1</sup>、山地部 650ha を分流式下水道として計画している。市域の大部分が寝屋川南部流域関連公共下水道によりカバーされており、下水道計画としては 4 つの処理区に分かれている。これら 4 処理区の 3,485ha を都市計画決定し、寝屋川南部流域関連公共下水道及び平野処理区単独公共下水道の 3,225ha の事業認可を受けている。



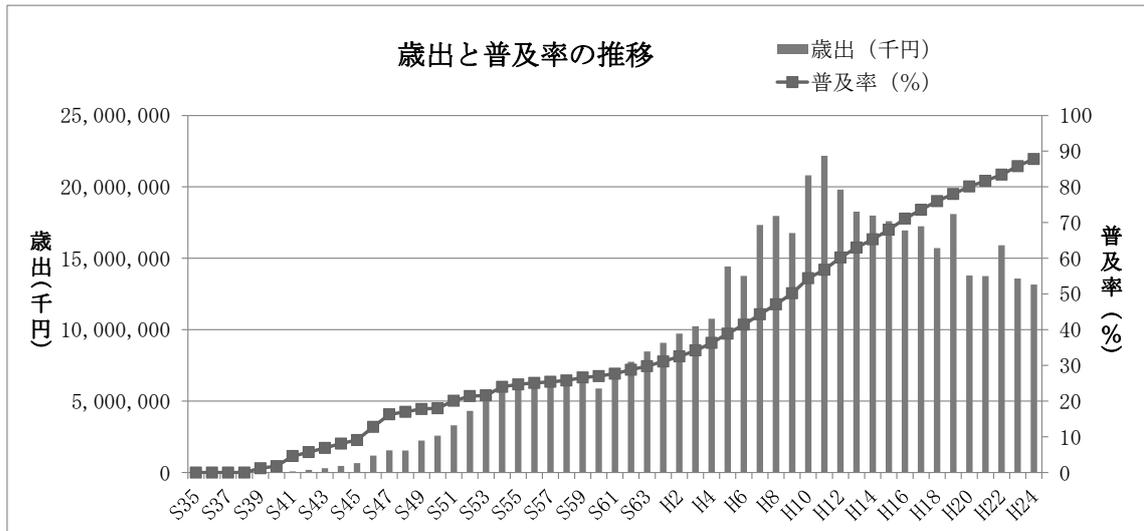
(市提供資料)

### (1) 下水道事業の整備状況の推移

下水道事業の歳出と普及率<sup>※2</sup>の推移は次のとおりである。

※1 合流式下水道とは、雨水と汚水を同一の管渠に流入させ、処理する形式の下水道を指し、雨水管と汚水管を区分して整備する分流式下水道とは異なる下水道整備方法である。

※2 普及率とは人口普及率であり、「公共下水道整備済み区域人口÷行政人口×100」の計算式で算出している。

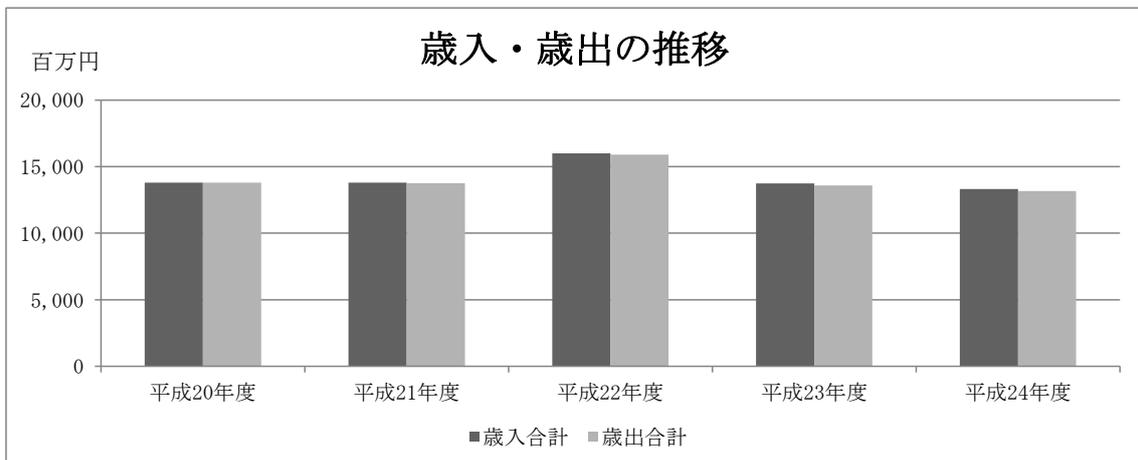


(市提供資料に基づき監査人が作成)

市の普及率は大阪府における市町村 43 自治体のうち 29 番目に位置している。

## 2. 下水道事業の財務及び経営の状況

下水道特別会計の過去5年間の予算及び決算に基づく歳入・歳出の推移は次のとおりである。



(市提供資料に基づき監査人が作成)

この5年間において下水道事業会計の赤字を補填するための一般会計からの基準外繰入金等は発生していない。

### 第3 監査の結果及び意見

#### I. 都市計画道路のダウンサイジングについて

##### 1. 都市計画道路の幅員見直しについて

市では、都市計画道路について、将来の人口減少や社会情勢に適合するような見直しを、継続的に行っているところであるが、計画路線の幅員については見直しが行われていない。

##### 2. ダウンサイジングに係る財政効果の試算（意見）

およそ 3.4 kmの路線延長で建設を予定している「弥刀上ノ島線」は、計画幅員 25m～16m道路である。これに対し、直近で整備された都市計画道路「安中山ノ井線」は計画幅員 12mとなっていることから、「弥刀上ノ島線」を 12m道路に幅員を縮小した場合の財政効果を検討する。

都市計画道路「安中山ノ井線」の過去 10 年間の整備実績に基けば、道路 1 m<sup>2</sup> 当たり事業費は、次のとおりである。

<道路 1 m<sup>2</sup> 当たり事業費の算出>

(単位：千円)

年度	用地	補償	工事費	合計
14	24,432			24,432
15	40,774			40,774
16				0
17	9,472	1,294		10,766
18	17,527	35,791	784	54,102
19	25,691	41,296	384	67,371
20	28,007	131,749	938	160,694
21	88,080	90,690	2,341	181,111
22	16,558	55,473	901	72,932
23			42,550	42,550
合計	250,541	356,293	47,898	654,732
12m <sup>2</sup> 当たり事業費(合計÷220m) ①				2,976
1m <sup>2</sup> 当たり事業費(①÷12)				<b>248</b>

(市提供資料に基づき監査人が作成)

また、幅員を 12m とすることによる工事の縮小面積は、次のとおりである。

	1メートル当たり 縮小面積 ①	計画延長 ②	縮小面積 ①×②
25m区間	13m <sup>2</sup>	0.9km	11,700m <sup>2</sup>
22m区間	10m <sup>2</sup>	0.6km	6,000m <sup>2</sup>
19m区間	7m <sup>2</sup>	0.2km	1,400m <sup>2</sup>
16m区間	4m <sup>2</sup>	1.7km	6,800m <sup>2</sup>
合計	-	-	<b>25,900m<sup>2</sup></b>

(市提供資料に基づき監査人が作成)

したがって、弥刀上ノ島線の計画幅員を12mに縮小した場合、安中山ノ井線の実績から試算すると、248千円×25,900m<sup>2</sup>=6,423,200千円の事業費削減と試算できる。この工事費には土地の取得価額も含まれているため、弥刀上ノ島線は、安中山ノ井線よりも地価が高いことを考慮すると、さらなる事業費削減が可能と考えられる。

## II. 下水道についての事業計画及びシミュレーションについて

### 1. 長寿命化計画について

#### (1) 長寿命化計画の現状

市は、布設年度の古い八尾、久宝園及び久宝寺（第2分区）の3排水区から、経過年数が40年以上の管渠を中心に、調査対象路線44kmを抽出した。抽出した施設について、カメラ調査及び潜行目視調査を行い、管の腐食や破損等が見受けられた6.7kmに対して長寿命化計画を策定している。これらは、住宅地の多い地域であり、その管渠の劣化状況の情報は入手済みである。これに加え、現在計画中の竹淵排水区（第1分区）におけるデータ収集が完了すれば、事業場の多い地域の管渠の劣化状況に関する情報も得られることとなる。

市は、竹淵排水区（第1分区）の調査結果を得た後に、住宅の多い地域と事業場の多い地域の管渠の劣化状況をそれぞれ分析し、将来の劣化調査及び修繕に係る計画を策定する予定とのことである。

(2) 劣化調査及び長寿命化計画策定のためのデータ活用の方針策定及び体制確保について（意見）

現在のところ、収集したデータを将来の劣化調査及び修繕に係る計画にどのように活用していくかは未定とのことであるが、既に整理が完了している住宅地の多い排水区のデータを用いて、今後のデータの活用方法について方針を定めることが望ましい。

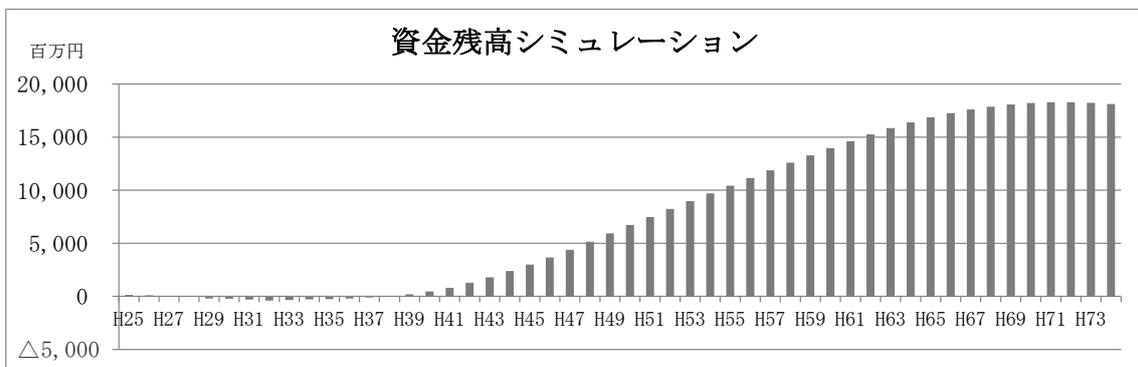
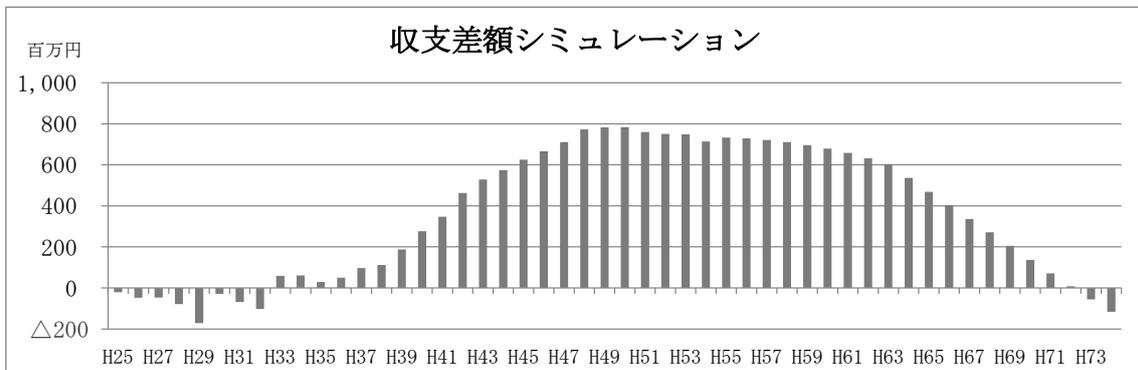
また、今後は、加速度的に修繕の必要性が高い管渠が増加していくと考えられる。このような中で、修繕工事の品質を確保していくためには、的確な工事監理が必要であり、市職員の技術の承継が重要となることから、人員体制についても検討されたい。

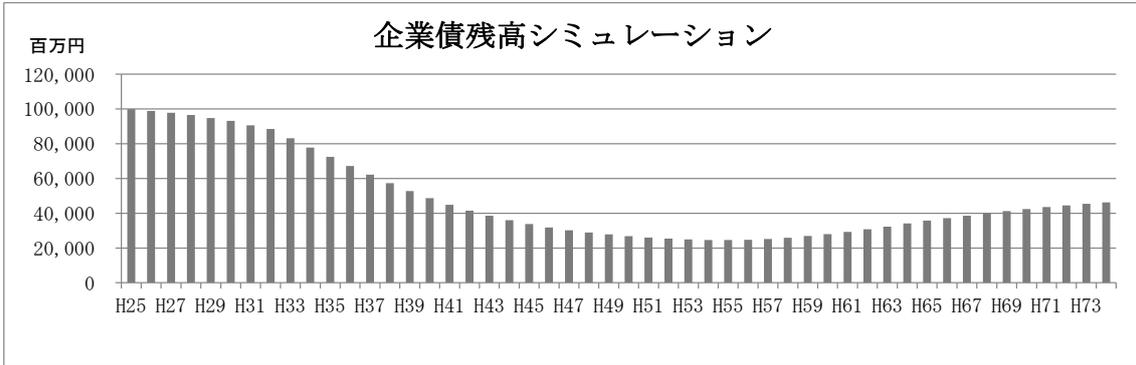
2. 中長期的な下水道事業の経営に向けて（今後 50 年間のシミュレーション）

(1) 現状と同様に企業債発行割合を 100%とした場合

24 頁の前提に基づき、市下水道事業について、今後 50 年間の長期シミュレーションを実施した結果は、次のとおりである。

<監査人試算シミュレーション（ケース 1）>





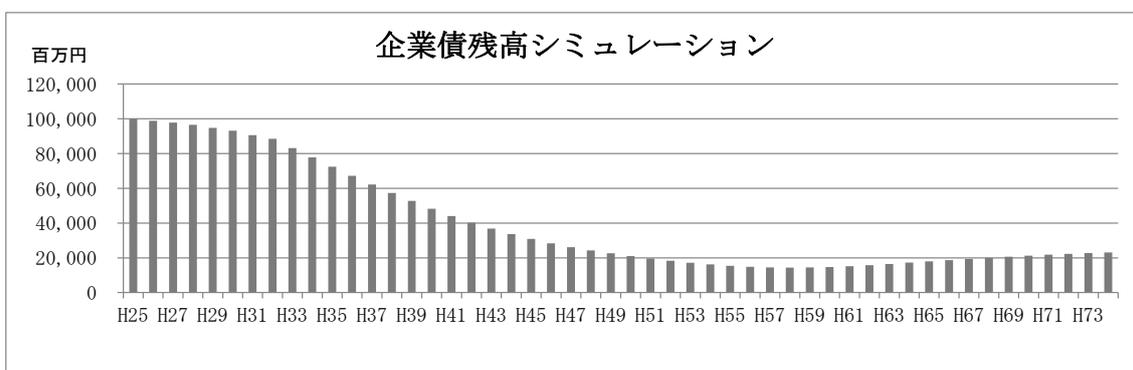
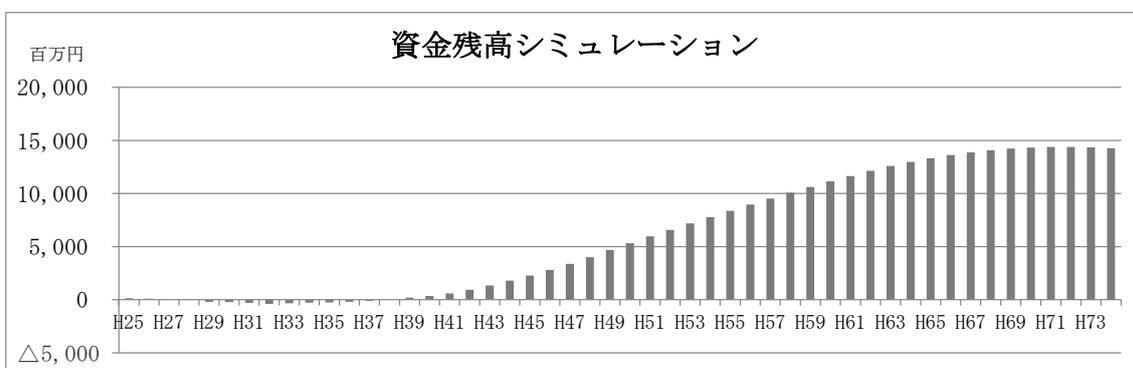
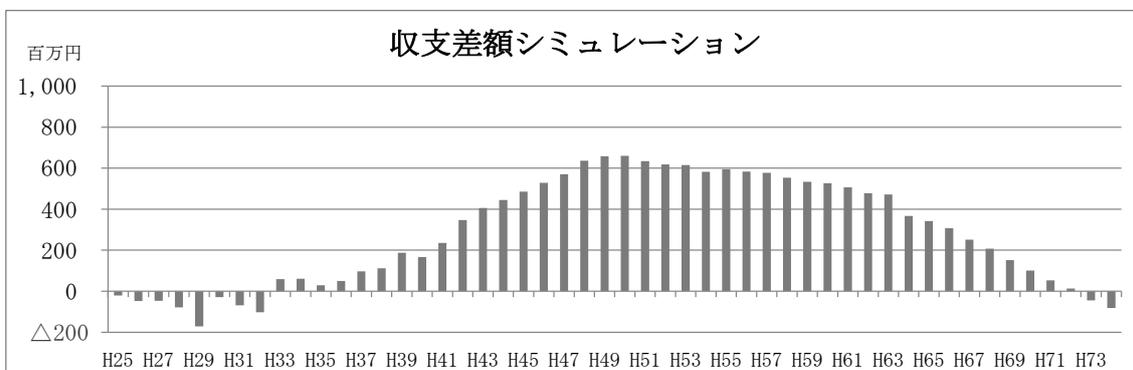
(市提供資料をもとに監査人試算)

(考察)

結果	要因
収支差額：平成 32 年度までマイナス 資金残高：平成 38 年度までマイナス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成 32 年度までに普及率 100%を目標としており、新規事業費及び過去の布設にかかる改築・更新費用の負担があることが主要因。</li> </ul>
収支差額：平成 33 年度以降プラス 資金残高：平成 72 年度まで増加傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成 32 年度までに普及率 100%を目標としており、平成 33 年度以降は新規の事業費は発生しないと仮定していること。</li> <li>■上記に起因して起債の償還について、平成 32 年度頃をピークに減少傾向にあること。</li> </ul>
収支差額：平成 50 年度以降減少傾向 資金残高：平成 73 年度以降減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改築更新事業費が、徐々に増加していること。</li> <li>■人口減により収入額が減少すること。</li> </ul>

(2) 企業債の発行割合を平成 40 年度以降 50%とした場合

〈監査人試算シミュレーション（ケース 2）〉



(市提供資料をもとに監査人試算)

(考察)

本シミュレーションでは、ケース 1 に比して企業債割合を減少させた期間の収支差額は減少し、資金残高が減少しているものの、企業債残高を減少させることができる、という結果が得られた。

(3) 長期的な経営方針の立案及び中長期的な経営計画の策定について（意見）

市の下水道事業に係る収支計画は、市総合計画期間である平成 32 年度までにとどまり、10 年を超える長期的な経営シミュレーションを実施していない。しかしながら、下水道事業の長期的なビジネスモデルを想定すれば、中長期的な経営計画を策定し、それに基づく経営を行っていく必要があると考える。市は、少なくとも 10 年を超える長期的な経営シミュレーションの実施が望まれる。

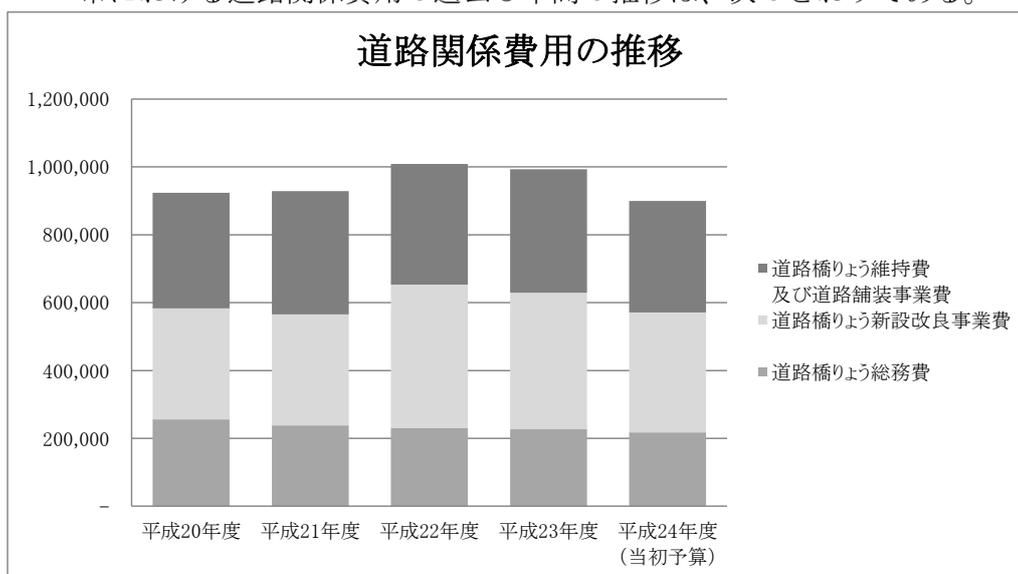
なお、資金余剰が生じてくる平成 39 年度以降においては資金が増加傾向にあり、平成 75 年度には資金残高が 180 億円にまで達する結果となったが、このような状況が想定される中では、使用料水準を検討したうえで、将来利息の負担軽減や経営の健全化を目的として企業債発行割合を引き下げることや、余剰資金を活用するため安全性の高い債券への投資を行うことも選択肢として考えられる。

III. 道路の維持管理予算の確保について

1. 道路パトロール及び発見した損傷に対応する予算の確保について

(1) 業務の内容

市における道路関係費用の過去 5 年間の推移は、次のとおりである。



(市提供資料に基づき監査人が作成)

道路関係の維持管理費用である「道路橋りょう維持費及び道路舗装事業費」は、金額・構成割合ともに過去5年間においてほぼ横ばいである。

道路の日常維持管理については、定期的なパトロールと市民からの通報・要望に対応することで、道路の保全を図っている。限られた人員と予算においても、道路の状態を継続的に把握する為に、道路関係部署の職員だけでなく、公用車を使用する場合の他部署の職員や郵便局の職員等に道路損傷等の連絡を依頼しており、道路の状態を適時に把握するよう努めている。

## (2) 道路パトロールと損傷に対応するための予算確保について（意見）

市は、限られた予算枠の中で、道路の状況を確認するためのパトロール等を行っているが、全ての認定道路の状態を適時に把握するには、困難な状況である。このような状況が継続すれば、道路の経年劣化により、路面の損傷が的確に発見できないという懸念がある。したがって、市は、道路を適切な状態で維持するために必要な正規職員の人員確保を行うことや、委託や非正規職員採用等の費用及び損傷を発見した場合の修繕に係る予算を継続的に確保することを検討されたい。

## 2. 橋梁の安全性維持のための予算確保について

### (1) 業務の内容

橋梁長寿命化計画は、市の道路保全に不可欠な計画であり、10年間の事業計画について平成25年9月の市議会で、その内容が報告されたところである。

本計画は、今後50年間で、5,318.5百万円という多額の支出が見込まれる計画である。

### (2) 橋梁長寿命化計画の予算確保について（意見）

橋梁の修繕は、市民の安全を確保するための重要な道路保全行為であり、その実行が強く要請される場所である。現時点において、今後50年分の予算を確保することは困難であるが、10年間の事業が終了した後も、本計画の

推進をより強力に押し進めることを検討されたい。

#### IV. 農道について

##### 1. 業務の内容

市は、道路整備の手法として、交通安全対策等としての市道（道路法上の道路）整備の他に、農業振興施策としての農道等を整備している。

市域にある農道において、社会情勢や土地活用等により交通量が増加し、地域での管理に支障が生じた場合は、危険に対する緊急避難の対応等が地域の管理では困難になり、市としては道路法により管理することが望ましいことから、道路法で管理するための権原が無償で取得できることを条件として、市道認定するものとしている。

また、今後の農道整備を行う場合は、使用に関する合意書面を取得し、整備していく予定としている。

##### 2. 農道敷の地権者との合意書面の取得及び道路法による管理について（意見）

農道整備における土地使用に関する合意の書面が取り交わされていないが、相続や売買による所有権移転等で、市が不利益を被ることも予測されることから、農道整備及び管理等に関する合意について、書面を取得することが望まれる。

また、交通量の多い農道のうち、道路法の認定を行っていないものについては、地域の意見も十分に確認した上で、道路法による道路として管理することが望ましい。

## V. 資料の管理について

### 1. 管理協定台帳に記載された資料の確認について

#### (1) 資料管理の状況

市が所管する協定や覚書等の契約は、台帳で管理されている。この台帳はデータ管理されており、件名、ファイル番号、案件に係る住所等の情報が記載されている。

#### (2) 台帳に記載された協定及び覚書に係る資料の管理について（意見）

台帳に記載されている協定及び覚書からサンプルを抽出し、資料の提示を求めたところ、資料の所在が不明なもの2件があった。後日、資料は発見されたが、当初は資料が未だ存在しているかどうか不明とのことであった。

効力が継続している協定や覚書の保管は特に厳密に行われるべきであり、市は、台帳に記載された協定及び覚書が容易に検索可能となるように、台帳に保管場所を登録するといった対応を行う必要があると考える。

### 2. 法定外公共物を拡幅して整備した農道に係る土地使用の交渉記録について

#### (1) 資料管理の状況

市には、土地改良法に基づく事業として、地域住民の要望により旧法定外公共物が拡幅されたが、地権者との合意について書面が取り交わされていないものがある。本農道の建設当時の土地使用に関する交渉過程を記した資料は、監査実施日現在において、所在不明とのことである。

#### (2) 資料の所在調査について（結果）

市は、土地使用に係る合意の書面を取得すべきである。

また、交渉過程の資料は、八尾市文書取扱規程で永年保存すべき資料と考えられる。したがって、市は、土地使用に関する交渉過程の資料の所在を調査すべきであり、仮に調査の結果として資料の所在が不明な場合には、現状の権原に基づき資料を再作成し、将来にわたって管理することが望まれる。

### 3. 土地の権原取得に係る資料管理について

#### (1) 資料管理の状況

サンプルとして抽出した管理協定等の資料の中に、市道の一部については、建設時に事業会社から抵当権付きの土地を譲受しており、将来において抵当権の抹消を予定している旨が記載された文書が存在した。

この文書中において、本契約に係る抵当権の状況を確認したところ、顛末が記載されておらず、抵当権が抹消されたか否かが不明であった。

#### (2) 土地の権原取得に係る資料管理について（意見）

上記について、市が登記を確認したところ、抵当権は抹消されていた。しかし、本資料に、抵当権が抹消された事実を記録しておかなければ、権原の状況を適時に把握することが困難となる。権原に変動が生じた場合には、その記録資料の内容を、最新の情報に更新する必要がある。

### 4. 通報・要望の管理について

#### (1) 資料管理の状況

市では、市民から受けた道路・河川に関する通報・要望を「要望受付カード」に記録するとともに、要望受付簿を作成している。要望受付簿を通査したところ、処理結果の欄に記載が無いものがあり、どの要望が完結しているかを正確に把握することが出来ないものが見受けられた。

この点について、市は、要望受付時には紙面に情報を記入・管理しており、定期的に要望受付簿に入力しているが、定期入力の時点で完結していなかった要望については、顛末までの入力をしていないとのことであった。

#### (2) 要望受付簿における顛末の記載について（意見）

市は、要望の効率的な管理を行うために、要望受付簿に情報を集約しているが、網羅的な情報管理の観点から、定期入力の時点で完結していない要望の顛末も定期的にチェック・入力することが望まれる。

## VI. 下水道事業のシミュレーションにかかる前提条件

シミュレーションの前提条件の概要は、次表のとおりである。

市の策定している平成 32 年度までの計画を基礎として、次の条件を加味した。	
<b>【収入】</b>	
使用料収入	平成 32 年度までの使用料収入金額は、1 m <sup>3</sup> あたりの収入実績を算出し、これに市が見込む有収水量を乗じて算出した。なお、有収水量についての計画値がない平成 33 年度以降は、32 年度の金額に別記の人口増減率を乗じて算出した。
受益者負担金	受益者の対象排水区に係る新規整備事業費の一部負担金であるため、新規整備事業が継続する平成 32 年度までは市の見込みを利用し、新規整備事業が無くなる平成 33 年度以降は発生しないものとして算出した。
国庫補助金	過去 10 年間の実績から建設改良費に対する国庫補助金の割合を算出し、将来にわたり同じ割合で発生すると仮定して算出した。
企業債収入	建設改良費のうち受益者負担金、国庫補助金を除いた金額に対して、全額企業債を発行するものとして算出した。
一般会計繰入額	実績に基づき、維持管理費については約 20%を、資本費については約 70%を一般会計負担分として算出した。
<b>【支出】</b>	
維持管理費	平成 32 年度までは市の見込んでいる数値を利用し、平成 33 年度以降は 32 年度の数値が継続して発生すると仮定して算出した。
資本費（償還支出）	企業債の償還について、既存発行分は市の計画を利用し、シミュレーション上での将来発生分については、5 年据置 25 年償還と仮定して計算を行っている。
資本費（利息）	平成 24 年度の平均利率 2.3%を利用して算出した。なお、平均利率は「支払利息等÷企業債残高」の算式で算出している。
改築更新事業費	ワイブル分布（本文参照）を用いて、年度ごとに改修が必要な管渠延長を求め、これに工事単価を乗じて算出した。工事単価については長寿命化計画で市が見込んでいる単価とした。 流域下水道事業費については、過去の実績数値が一定の期間経過後に同額発生するものとして設定した。